

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ シ（略）</p> <p>エ 特定保健用食品であつて保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級の摂取量の基準（以下エにおいて「<u>摂取基準</u>」という。）が示されているもの又は栄養機能食品であつて機能に関する表示を行つている栄養成分について<u>摂取基準</u>が示されているものにあつては、それぞれ一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、<u>摂取基準</u>における摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合</p> <p>ヒ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ 第一号シに規定する厚生労働大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示</p> <p>ロ（略）</p>	<p>第二十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ シ（略）</p> <p>エ 特定保健用食品であつて保健の目的に資する栄養成分について栄養所要量が定められているもの又は栄養機能食品であつて機能に関する表示を行つている栄養成分について<u>栄養所要量</u>が定められているものにあつては、それぞれ一日当たりの<u>摂取目安量</u>に含まれる当該栄養成分の<u>当該栄養所要量</u>に対する割合</p> <p>ヒ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ 前号シに規定する厚生労働大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示</p> <p>ロ（略）</p>

2  
5  
19  
(略) 四・五  
(略)

2  
5  
19  
(略) 四・五  
(略)